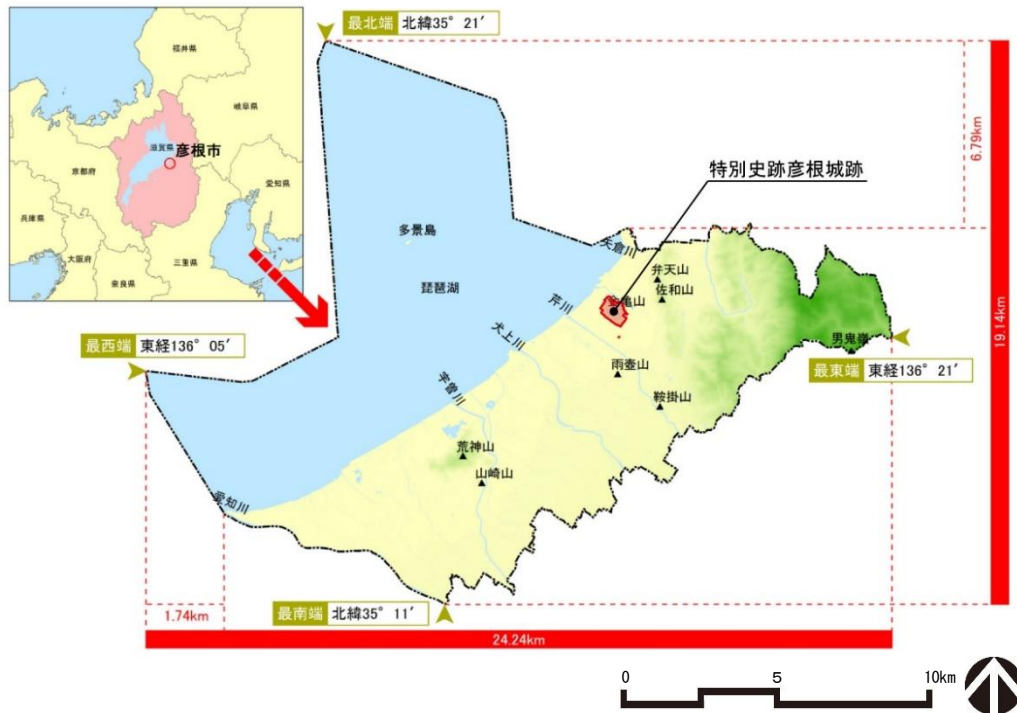


第2章 計画地の現状

1. 自然的環境

特別史跡彦根城跡は、滋賀県彦根市に所在する。彦根市は、県の北東部に位置し、市域の北東には鈴鹿山脈が連なり、北西部には琵琶湖が広がっている。市内最高峰 684.6mの男鬼嶺を有する鈴鹿山脈からは、芹川、犬上川、宇曾川、愛知川等の河川が中央の平野部を横断して琵琶湖に注いでいる。



図：彦根市の位置と自然的環境

「彦根市統計（平成30年版）」によると、平成29年度（2017）の彦根市の年間平均気温は14.8℃であり、月別平均気温が最も高いのは8月の27.6℃、最も低いのは2月の3.8℃となっている。彦根市は琵琶湖に接していることから、滋賀県内の内陸部や山間部に比べて、気温の上昇・下降が抑制される傾向がある。

平成29年度（2017）の彦根市の年間降水量は1,895mmであり、台風の時期である10月が450.5mmで最も多く、梅雨の時期である7月が196.5mmで次点となっている。また、1月（165.5mm）と2月（122.5mm）も積雪の影響により降水量が比較的多い。最も少ないのは11月で68.5mmとなっている。

彦根城が立地する彦根山（金亀山）は、標高138.8m、低地からの比高約50mを測る独立丘陵である。彦根山の植物相は、発達した照葉樹林の様相を示す場所が多く、主に彦根山の西側斜面にはシイやツクバネガシ、東側斜面にはタブノキが生育する。

彦根城が築城される以前、彦根山は主にアカマツ林が生育していたと伝えられ、築城後にも当時の城主である井伊直孝の命により再びアカマツが植栽されたとされるが、現在ではアカマツはほとんど見られず、照葉樹林に変化している。

アカマツ以外にも彦根山には、彦根城の築城に際して植栽された樹木が幾つか現存しているとされる。

現在彦根城跡に多く見られるサクラは、昭和9年(1934)に皇太子誕生を記念して植栽したのが始まりであり、以降、サクラの管理・追植がなされてきた。

平成16年(2004)時点で全体本数は約1200本であり、その内訳は下表のとおりである。樹齢80年以上の古木が526本であり、全体の45%を占める。開花時期は毎年平均4月4日頃、満開時期は平均4月10日頃である。平成17年度(2005)より、2月と6月頃の年2回、市民団体「ひこね^{さくらもり}桜守」による施肥作業が実施されている。

表：彦根城跡に分布するサクラ

樹種	本数
ソメイヨシノ	1,132本
ヤマザクラ	20本
シダレザクラ	15本
ウワミズザクラ	5本
ヤエザクラ	3本
合計	1,175本

また、本丸¹西側山麓の米蔵跡周辺では、作業道沿いに梅林が広がっている。梅林は、昭和25年(1950)に彦根城跡が「新日本観光100選」に選出されたことを記念して植栽された。平成13年度(2001)の米蔵会所・米蔵水門の発掘調査の際には、手掘りで梅の木の根きりを行い、1m弱の範囲で土の鉢を作り、縄で巻いて土の鉢が崩れないようにした状態で梅の木の移動を行った。現在は、紅梅と白梅が合わせて約400本が米蔵跡周辺に分布している。毎年、梅が見頃になる3月中旬から下旬頃にかけて、米蔵跡周辺の梅林がライトアップされ、来城者の目を楽しませている。

これらの樹木等の植物の他に特別史跡指定地²には2種類の市天然記念物が生育している。

1種は彦根城跡の固有種であるオオトックリイチゴ²であり、天秤檜南側の廊下橋の袂と、彦根城博物館裏手の2箇所³にのみ生育している。

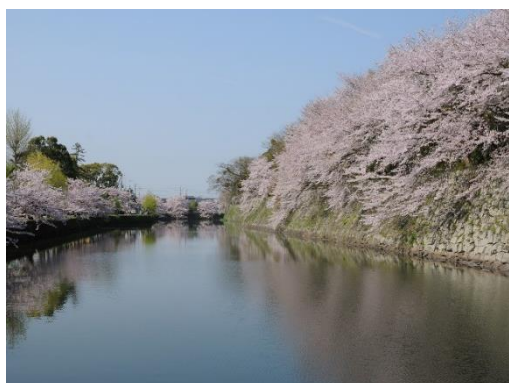
もう1種はオニバス³であり、中堀の北東部を中心に生育している。オニバスは、全体に鋭いトゲが密生しているのが特徴であり、彦根城では敵の侵入を防ぐために生育させたとも伝えられるが、築城以前から自生していた可能性も考えられる。彦根城中堀が、県内唯一の自生地であるが、個体数の減少が確認されている。また、中堀には外来種であるミシシippアカミミガメが生息しており、在来種であるオニバスやイシガメの生態への悪影響が懸念されている。そのため、中堀では市民団体「彦根自然観察の会」によって「彦根城オニバスプロジェクト」が実施されており、オニバスの保護が図られている。

¹ 『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』p.60 に示されるように当時の一般的な呼称を用いて、本書では、第1郭を「本丸」、第2郭を「二の郭」、第3郭を「三の郭」として称する。

² 平成19年(2007)1月25日指定。バラ科イチゴ属。

³ 平成22年(2010)3月16日指定。スイレン科オニバス属。

また、白鳥は昭和 36 年（1961）に日本白鳥を守る会から寄贈された個体が始まりであり、現在も指定地で飼育されている。



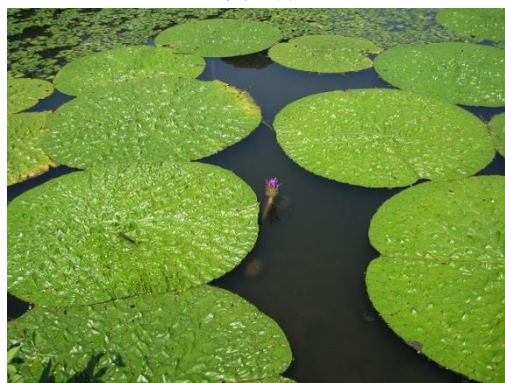
写真：サクラ



写真：梅林



写真：オオトックリイチゴ



写真：オニバス

令和元年（2019）10月15日撮影

- 参考文献：快適環境づくりをすすめる会 1987『彦根城の自然観察ガイド』
彦根市教育委員会 2016「第2章 特別史跡の概要 2位置と環境 ①自然的環境」
『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』
彦根市 2017『彦根市統計（平成30年版）』
彦根市 2018「1 自然環境」『彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）』
彦根市 2019「1 彦根市の概要」『彦根市の環境（環境の状況に関する年次報告書）』

2. 彦根城に関わる歴史

(1) 井伊家入封以前の彦根

近江国は日本列島の中央部に位置し、かつ、日本海から太平洋に最短距離で抜けることができるルート上に位置する。また、琵琶湖という安定的な水上交通路を中心に置く。このような地理的条件により、縄文時代や弥生時代から、人が交流し、物資が活発に行き交った地域であった。

また、古代国家の政治の中心地であった大和国、さらには山城国に近接する地であり、東国への主要交通路である東山道が通る、政治・軍事上の重要地であった。また、都への物資供給地であり、日本海方面や東国からの物資の流通路でもあった。大陸との結びつきも強く、早くから渡来人が定着し、大陸文化の影響も色濃い。

古代・中世には、首都であり、最大の経済都市であった京都との結びつきが強く、中央権門の所領が設定され、荘園経済が発展した。

彦根の名が歴史の表舞台に登場するのは、平安時代後期、寛治3年(1089)に白河上皇らが、観音霊場として彦根山西寺(彦根寺)を参詣したのを始まりとし、平安時代末期まで、観音霊場として知られた。

平安時代後期以降、近江国においても武士勢力が台頭するが、同国の武士は在地領主が直接に京都の政治権力と結びつく側面があった。

一方で、中世後期には、高い自治能力を有する村落が発達し、若狭国や伊勢国との遠隔地商業に従事する在村の商人集団が活躍するなど、高い経済発展の様相を示した。

戦国時代の湖東地域は、京極・浅井氏と六角氏の勢力の中間地帯であった。浅井・朝倉両軍との姉川の合戦に勝利した織田信長は、元亀元年(1570)に浅井氏の武将磯野員(かず)昌(まさ)が守る佐和山城を包囲したが落城せず、翌元亀2年(1571)に至り、磯野員昌が信長の開城勧告を受け入れ退城した。その後、信長配下の武将丹羽長秀が城代として入城した。安土城が築城されるまで、岐阜に近く、琵琶湖への利便性の高い佐和山城は信長の近江国における拠点の役割を果たした。

賤ヶ岳合戦後の天正11年(1583)、秀吉家臣の堀尾吉晴が佐和山城主として配された。当時の佐和山城は、徳川家康・織田信雄ら東国方面で敵対する勢力に向けた戦略拠点としての意味を持っていた。その後、文禄4年(1595)に石田三成が犬上・坂田・浅井・伊香の四郡に19万4000石を与えられ、佐和山城主となった。

(2) 江戸時代の彦根

慶長5年(1600)の関ヶ原合戦後、佐和山城は東軍の攻撃を受け落城した。その後、徳川家康の重臣で上野国高崎城主であった井伊直政が領地18万石を与えられ、佐和山城主となると、佐和山城は、加賀前田家などの北陸道の大名を抑える地、上方と江戸を結ぶ交通路の要衝地、さらには、大坂城の豊臣秀頼と豊臣系大名が占める西国地方に臨む徳川方の最前線地としての役割を与えられた。

慶長7年(1602)、直政が死去し、嫡子直継が相続した。直政の生前より、佐和山城に替わる新城の築城が検討されていたが、直継の代に彦根山に築城することが決定された。

慶長9年(1604)、彦根城の築城が、徳川幕府から普請奉行が派遣される公儀普請として開始され、井伊家に加え、周辺諸国の大名・旗本領主とその領民が動員された。普請・作事は短期間に急速に進められ、慶長11年(1606)末から12年(1607)初頭の頃には、天守が完成した。天守は、大津城天守の移築と伝え、太鼓門櫓や天秤櫓などの城内各櫓も移築と伝えられる。この時の普請は、

彦根山の削平、大堀切の開削、石垣普請、善利川流路の付け替え、城下町建設地の造成など大規模な土木工事を伴うものであった。

また、城下町の建設も築城とほぼ同時期に開始され、城下町の町割りは慶長9年(1604)に開始され、京橋口にある本町から行われたと伝える。本町近くの下魚屋町では、「御町替」により、魚屋を営む多くの町人が佐和山城下から移住したことが知られている。城下町を通る朝鮮人街道に面する伝馬町においても慶長10年(1605)には住民の居住が確認できる。本町周辺の町や街道沿いの町など、惣構(外堀)内に位置し、後の時代に「内町」と呼ばれることとなる町の開発が進行していたことが伺える。

大坂の陣後の元和期になると、彦根藩独自による普請に移行して、惣構までの城郭構築物・建築物が整い、その内部の城下町の建設がほぼ形をなしたとされる。惣構には、外堀の内側に「土手」が築かれた。また、同時期に彦根城表御殿が彦根山裾の内堀内に建てられ、藩主の居所が山上から山麓へ移ったと推定される。以後、同御殿は江戸時代を通じて藩主の居所であり、藩の政治や御殿儀礼が行われる政庁として機能した。

また、元和期には惣構外部へ城下町が拡大し、元和3年(1617)～8年(1622)に大雲寺組、善利組、中藪組の足軽町が作られ、寛永5年(1628)～20年(1643)にかけ、御歩町、切通組足軽屋敷、中組足軽屋敷が形成された。惣構内でも西の琵琶湖沿岸部において、寛永19年(1642)に西中嶋(現馬場一丁目)、翌20年に西ヶ原(現馬場二丁目)にそれぞれ武家屋敷地が造成された。町人地では、朝鮮人街道沿いの橋本町・袋町(現川原二丁目)が町場化し、寛永8年(1631)に町立され、さらに寛永18年(1641)、正保元年(1644)に、外延部の善利新町などの町(現七曲がり地区)が「新町」として町立された。

これらの経過により、17世紀中葉には、彦根城および城下町の基本骨格が完成した。城下町の町は全53町を数え、惣構内の「内町」が22町、惣構外の「外町」が31町を数えた。

江戸時代、城下町の北東に位置する松原内湖は、松原村が漁業権を独占する漁場であったが、内湖に臨む佐和山山麓には、井伊家の菩提寺清凉寺や龍潭寺、大洞弁財天、井伊神社など井伊家ゆかりの寺社が建てられ、彦根藩主は舟を用いて内湖を巡ってこれらの寺社に参詣した。藩主による鷹狩りの主要な猟場でもあった。また、松原内湖周辺から湖北・湖西の山並みを見通す眺望は、玄宮園の借景とされていた。

幕末の安政5年(1858)、井伊家13代藩主直弼が、アメリカ合衆国からの開国要求が強まる中、幕府大老職に就任した。激しい政治抗争の末、安政7年に直弼は江戸城桜田門外で暗殺される。井伊直憲が家督を相続した後、天誅組の変、長州戦争など各地の戦争に幕府軍として出役したが、慶応4年(1868)からの戊辰戦争では、明治新政府軍に加わり、関東・東北地方を転戦した。この結果、彦根城は戦場となることなく、明治を迎えた。

(3) 近代以降の彦根城

明治4年(1871)、廃藩置県で彦根藩が廃止となり、同年9月には最後の彦根城主だった井伊直憲が彦根を離れた。廃藩置県後、彦根城表御殿が彦根県庁とされ、同年11月に近江北部が長浜県に再編された際には長浜県庁とされた。その後、県庁が長浜へ移設されると、彦根城には大阪鎮台の分営所が置かれ、軍隊の駐屯地となった。明治8年(1875)には大津営所が新設されたため、駐屯地としての役割を失い、同11年に、陸軍省は彦根城の建造物を撤去することを決定し、城内の多くの建物が壊された。しかしながら、同年に明治天皇の北陸巡幸に随行し、彦根を訪れた大蔵卿大隈重信が、彦根城が解体されるのを目撃し、巡幸後、明治天皇に彦根城を保存するよう提案した処、明

治天皇は提案を受け入れ、彦根城保存を命じた。これにより、政府から滋賀県に彦根城保存が命じられ、天守や櫓などの建築物は滋賀県が修繕し、陸軍省が管轄を続けた。

明治 20 年 (1887) 代に入ると、彦根城の管理体制が問題とされ、犬上郡長が井伊家による所有を答申し、さらには井伊直憲から滋賀県を通じて政府への働きかけが行われた。明治 24 年 (1891)、彦根城は陸軍省から宮内省に移管され、同 27 年 (1894)、宮内省から井伊家に下賜され、井伊家の所有に帰した。

大正 3 年 (1914)、彦根町が、彦根城跡の内堀より内側と附属の池・堀を井伊家から借用し、公園としての利用を始めた。大正 4 年 (1915) には、内堀と中堀に挟まれた金亀町の北部 (現在の彦根城金亀児童公園内) に彦根公会堂が完成し、その内部に物産陳列館と図書館が開設された。大正 10 年 (1921) 代に入ると、内堀沿いで桜の植栽が行われた。

昭和 17 年 (1942)、彦根市長松山藤太郎が井伊家に対して、彦根城跡の彦根市への寄付を求め、その後、市議会での下付の決議を経て、再度寄付を願った。井伊家では、地元からの求めに応じ、昭和 19 年 (1944)、彦根城跡の土地・建物を彦根市に無償で寄付した。

アジア太平洋戦争が終わると、彦根城跡の文化財としての保存が進んだ。昭和 26 年 (1951)、彦根城跡が史跡指定を受けたのと同日付けで、玄宮楽々園が国の名勝に指定された。その後、彦根城天守・附櫓及び続櫓、太鼓門及び続櫓、天秤櫓、西の丸三重櫓及び続櫓、二の丸佐和口多聞櫓の 5 件 6 棟が国の重要文化財に指定され、天守・附櫓及び続櫓は、翌 27 年 (1952) に国宝に指定された。昭和 38 年 (1963) には馬屋も重要文化財に指定されている。

昭和 35 年 (1960)、日米修好通商条約締結 100 周年を記念して、彦根市民の寄付により、彦根城佐和口に多聞櫓の外観を模した開国記念館が建設された。昭和 62 年 (1987) には、市制 50 周年を記念して、彦根城表御殿跡地に、江戸時代の資料に基づいて表御殿の建物の主要部分を復元した彦根城博物館が開館した。なお、彦根城博物館が所蔵する古文書の内、近世資料の 27,800 件は、江戸幕府の政治史の資料、譜代藩伝来資料としての価値を評価され、「彦根藩井伊家文書」という名称で、平成 8 年 (1996) に重要文化財に指定されている。

(4) 近代以降の城下町

明治 4 年 (1871) に彦根藩が解体され、同 9 年 (1876) に秩禄処分が実施されると、収入の途を絶たれた士族の多くが彦根を離れたことにより、武家屋敷の多くが空き家となり解体された。武家屋敷跡地の多くは桑畑に変わり、その後、金亀町については、裁判所や関係施設、学校をはじめとする教育施設などが建設され公共性の高い場所となった。また、琵琶湖岸には幾つもの繊維工場が建てられ、彦根地方における製造業の中心地の一つとなった。

現在の特別史跡指定地に位置する大津地方・家庭裁判所彦根支部 (当時の彦根区裁判所) は、明治 9 年 (1876) に設置され、昭和 39 年 (1964) に現在の鉄筋コンクリート造に建替えられた。

裁判所設置と同年に、中堀南西部の元川町に開校した彦根東高等学校 (当時の第 3 大学区第 11 番中学区彦根学校) は、明治 22 年 (1889) に現在の特別史跡指定地に移転した。また、彦根市立西中学校 (当時の彦根町立尋常高等小学校附設工業学校) は、明治 44 年 (1911) に現在の位置に開校した。

大正 13 年 (1924) には、ヴォーリズ建築設計事務所の設計により、現在の特別史跡指定地にヴォーリズ洋館が建設された。このヴォーリズ建築は、彦根高等商業学校 (現在の滋賀大学経済学部) の外国人教師官舎として建設された 3 棟の内の 1 棟であり、平成 11 年 (1999) には、市が滋賀大学より土地とともに取得し、歴史的建造物として知られている。

昭和2年(1927)には、江戸時代に外船町の舟入が設けられていた場所に彦根港が開港された。彦根港の開港にあわせて、松原口に回転橋が設置され、松原口から彦根港に至る運河の開削が行われた。松原内湖については、食糧増産のため、昭和19年(1944)から20年代にかけて干拓事業が進められ、陸地化された。内湖の陸地化に伴い、彦根港は昭和44年(1969)に琵琶湖岸の現在の位置に移された。

昭和24年(1949)からの5ヶ年計画で、マラリア撲滅のため、蚊の発生源であった外堀の大部分や玄宮楽々園の西側水面が埋め立てられた。外堀は、その後も開発に伴う埋め立てが進み、現在では外堀の痕跡は細い水路などの形で残されている。

昭和36年(1961)からの防災街区建設により、江戸時代以来の狭い道路の両側に木造の商家が建ち並ぶ銀座街が、道幅の広い道路の両側に鉄筋コンクリート造りのビルとアーケードが連なるまちなみに変わった。銀座街における防災街区の建設工事が昭和48年(1973)に終わると、銀座街に接続する中央商店街でも、銀座街と同じように道路の拡幅とまちなみの改造が進められた。

昭和51年(1976)には、裁判所、検察庁および拘置所の付属施設として特別史跡指定地に官舎が建設され、2棟が現存している。

昭和62年(1987)から平成11年(1999)にかけて、京橋口から南へ伸びる道路の拡幅が行われ、それにあわせて道路の両側の景観を旧城下町らしいまちなみに再生する取り組みが行われ、現在では「夢京橋キャスルロード」として、多くの観光客でにぎわうスポットとなっている。

参考文献：彦根市教育委員会 2016「第2章 特別史跡の概要 2位置と環境 ②歴史的環境」
『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』
彦根市 2018「2社会的環境『彦根市歴史的風致維持向上計画(第2期)』

3. 社会的環境

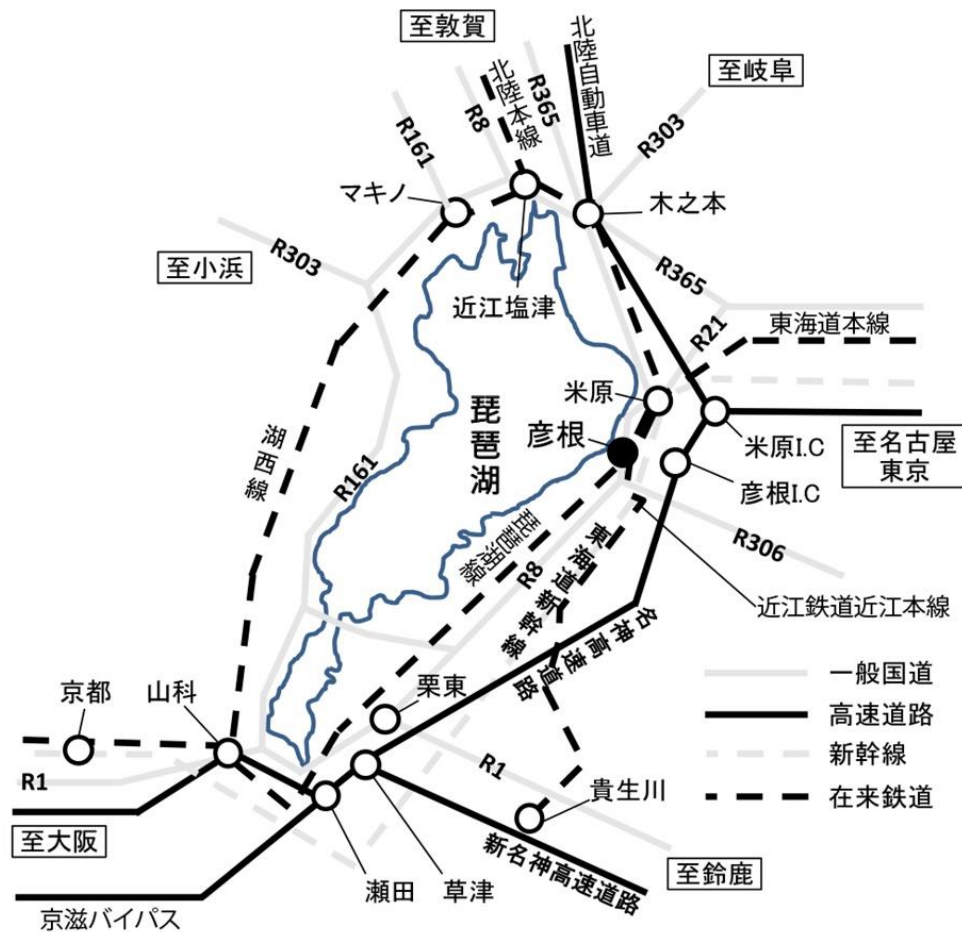
(1) 彦根市域の発展と位置

現在の彦根市の市域は、旧4郡である坂田郡、犬上郡、愛知郡、神崎郡から成る。当時はこれら4郡の中に約200町村が存在した。昭和12年(1937)に犬上郡の彦根町とそれに隣接する3村(松原村、青波村、北青柳村)とその南に接する2村(千本村、福満村)の1町5村が合併し、市制を施行した。その後、周辺町村と合併を繰り返し、昭和43年(1968)に現在の姿となった。平成19年(2007)には、琵琶湖における市町境界の確定に伴って、現在の市域が形成された。

平成31年(2019)4月時点の彦根市の人口は、112,997人となっており、滋賀県内では大津市(342,695人)、草津市(134,224人)、長浜市(118,125人)、東近江市(114,186)に次ぐ人口となっている。

彦根市は、近畿圏・中部圏、北陸圏の交通結節点として、古くから人々の往来が盛んに行われている場所であり、現在でもその機能は引き継がれている。

道路については、京阪神および中京方面を結ぶ名神高速道路、新潟と京都を結ぶ国道8号、彦根市と津市を結ぶ国道306号等の主要幹線が市内を通過している。また、鉄道については、米原駅と京都駅、さらには大坂方面を結ぶJR琵琶湖線(東海道本線)と、米原駅から貴生川駅までを結ぶ近江鉄道近江本線が存在し、新幹線の乗降が可能となる米原駅までも一駅でアクセスできる。



図：彦根市周辺の鉄道および主要幹線道路

参考文献・URL：彦根市2018「2 社会的環境」『彦根市歴史的風致維持向上計画(第2期)』

国土地理院<<http://www.kokudo.or.jp/service/distribution.html>>[最終閲覧：2019.1.12]

(2) 特別史跡指定地および周辺の法規制の状況

特別史跡彦根城跡指定地および周辺に関わる主な法規制として、文化財保護法に関連するもの以外では、以下のものが挙げられる。

表：特別史跡指定地および周辺に関わる主な法令・条例、および規制区域一覧

番号	法令・条例	法令・条例を根拠とした規制区域	
		用途地域	
①	都市計画法	第一種中高層住居専用地域	
	彦根市風致地区内における建築等の規制に関する条例	近隣商業地域	風致地区(彦根城風致地区)
	彦根市本町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例		本町地区
②	景観法 彦根市景観条例		城下町景観形成地域
③	屋外広告物法 彦根市屋外広告物条例		第1種地域
④	自然公園法		琵琶湖国定公園 第1種特別地域
⑤	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律		琵琶湖鳥獣保護区
⑥	彦根市路上喫煙の防止に関する条例		路上喫煙禁止地区
⑦	特別史跡彦根城跡における釣りの禁止に関する条例		-

①都市計画法等

『彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』（平成28年（2016））において、彦根市全体は彦根長浜都市計画区域に指定されている。また、特別史跡指定地および周辺は市街化区域に区分されており、用途地域が定められている。

表：特別史跡指定地における用途地域の種別、建ぺい率および容積率

	地点	用途地域の種別	建ぺい率	容積率
特別史跡指定地	本丸・二の郭・埋木舎	第一種中高層住居専用地域	60%	200%
	外堀土塁遺構	近隣商業地域	80%	200%

特別史跡指定地および周辺は、90ha が彦根城風致地区に指定されており、建築物の高さや外壁面の位置等を制限することで風致の維持が図られている。

<風致地区内において市長の許可が必要な行為>

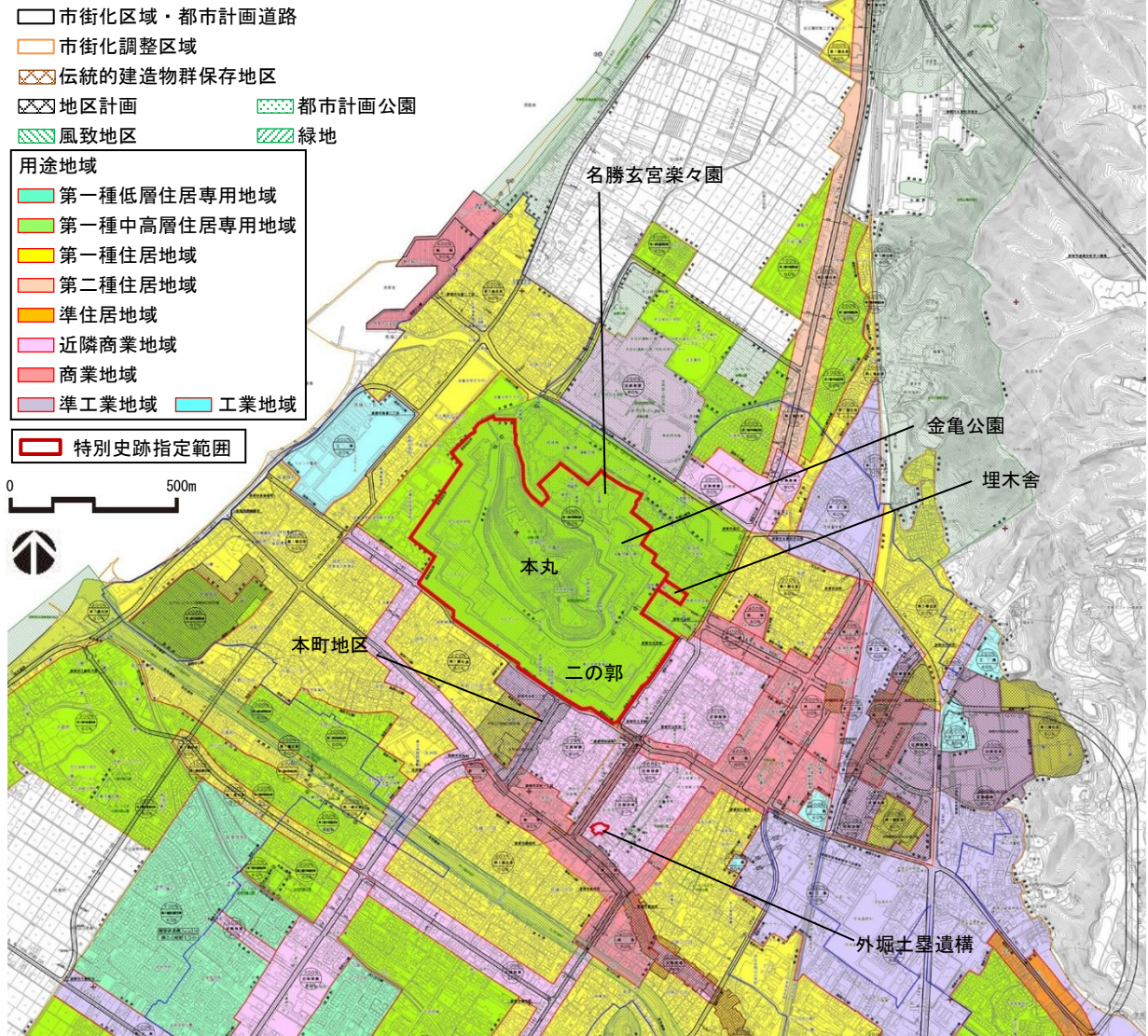
- ・ 建築物や工作物の新築、改築、増築または移転
- ・ 宅地の造成、土地の開墾、土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ 土石の類の採取
- ・ 水面の埋め立てまたは干拓
- ・ 建築物等の色彩の変更
- ・ 屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積

「本町地区地区計画」(平成6年(1994))において、特別史跡指定地南南西部に位置する彦根本町1丁目外3.1haの範囲は、彦根城下町の基点にふさわしい町並み景観を再生し、親しみと愛着の持てるまちなみづくりを図ることを目標としており、建築物等の用途、壁面の位置、高さの最高限度、形態・意匠に制限が設けられている。

表：「本町地区地区計画」の建築物に関する事項

<p>建築物の用途の制限</p>	<p>次に掲げる建築物は建築することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャバレーおよびナイトクラブ ・個室付浴場 ・ストリップ劇場 ・彦根市旅館等建築規制に関する条例(昭和61年彦根市条例第1号)第2条第2号に定める特定旅館の営業に供する建築物 ・個室マッサージ
<p>壁面の位置の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画区域内の公道に面する建築物等は、公道との境界から1.0m以上壁面を後退する。ただし、3階部分にあつては、5.0m以上壁面を後退する。(都市計画道路3.4.21長曾根銀座河原線の南側建築物については、この限りではない。) ・10.0m以上壁面を後退し建築する場合および駐車場として使用する場合は、木製の塀または土塀を設置して町並みの連続性を維持する。
<p>建築物の高さの最高限度</p>	<p>地区計画区域内の公道に面する建築物等は、公道との境界線から10.0m以内については2階建てを原則とし、その高さを10.0m以下とする。ただし3階建ての場合は、その高さを12.0m以下とする。</p>
<p>建築物等の形態・意匠の制限</p>	<p>地区計画区域内の公道に面する建築物等の形態および意匠は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城下町にふさわしい落ち着いた色調とし、黒・白・灰および茶系統を基調とする。 ・公道との境界線から10.0m以内にある建築物等は、木造または同様の木彫仕上げとし、屋根はおおむね2分の1勾配を持つ和瓦屋根(色は黒または灰色)とする。 ・彦根城下町の伝統をできるだけ継承するため、切妻平入り(角地は片入母屋)、軒庇、卯建、袖壁、塗込窓、格子窓および駒寄せ等の保存・再生に努める。

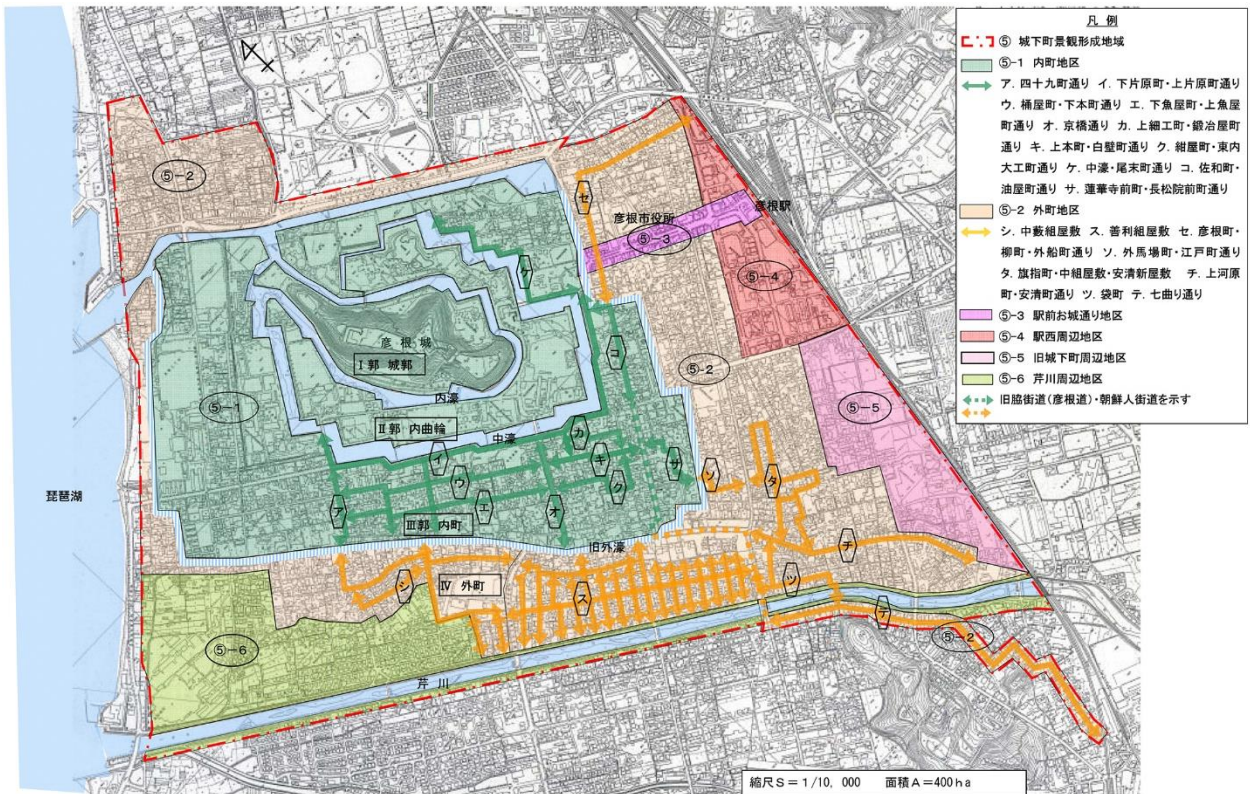
※図中全域が彦根長浜都市計画区域に該当する。



図：特別史跡指定地および周辺における都市計画法の規制区域
 (令和2年(2020)5月時点の彦根まっぷ「都市計画情報」を基に作成)

②景観法・彦根市景観条例

『彦根市景観計画』(平成19年(2007))において、特別史跡指定地および周辺は城下町景観形成地域に指定されている。城下町景観形成地域では、高さ、色彩、屋根の形や敷地の緑化措置について基準となる数値を設け、城下町としてのまとまりある景観形成が目指されている。



図：城下町景観形成地域の範囲（『彦根市景観計画』より転載）

＜城下町景観形成地域における届出の必要な行為＞

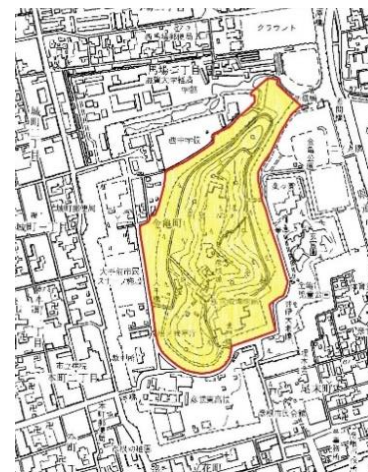
- ・建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観の変更することとなる修繕もしくは模様替、または色彩の変更
- ・工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替、または色彩の変更
- ・都市計画法第4条第12号に規定する開発行為
- ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ・木竹の伐採
- ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- ・水面の埋立て、または干拓

③屋外広告物法・彦根市屋外広告物条例

『彦根市屋外広告物ガイドライン』（平成31年（2019））において、特別史跡指定地および周辺は第1種地域に区分されている。第1種地域は、非自家用広告物の設置を不可とし、自家用広告物の掲出においても最も厳しい許可基準を設けて、その形態・色彩等が周囲の景観に調和したものとなるよう規制・誘導を行っている。

④自然公園法

特別史跡指定地の内堀より内側の範囲は、琵琶湖国定公園の第1種特別地域に指定されている。第1種特別地域は特別保護区に準ずる景観を有し、特別地域の内では風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域であることから、工作物の新築・改築、竹木の伐採、鉋物の採掘等を行う際には知事の許可が必要である。



図：琵琶湖国定公園の範囲
(『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より転載)

⑤鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

『第12次鳥獣保護管理事業計画』(平成29年(2017))において、特別史跡指定地および周辺は琵琶湖鳥獣保護区に指定されており、狩猟の禁止等の規制がかけられている。

⑥彦根市路上喫煙の防止に関する条例

特別史跡指定地および周辺は、路上喫煙禁止区域に指定されている。



図：路上喫煙禁止区域 (彦根市 HP より転載 [最終閲覧：2020.6.18])

⑦特別史跡彦根城跡における釣りの禁止に関する条例

特別史跡指定地は、全域において魚釣りが禁止されている。